

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,796,268,834	19,354,722,545	409,166,406	18,945,556,139
	機 械 及 び 装 置	38,686,342,006	37,987,998,852	543,075,211	37,444,923,641
	船 舶	424,407,227	238,665,466	154,450,339	84,215,127
	航 空 機	29,607,499	29,185,078	655,387	28,529,691
	車 両 及 び 運 搬 具	468,589,951	461,875,686	7,920,359	453,955,327
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	13,879,482,299	13,843,062,968	44,612,037	13,798,450,931
	小 計 (ハ)	73,284,697,816	71,915,510,595	1,159,879,739	70,755,630,856
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,241,580,043	35,507,180,613	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,412,242,758	1,981,130,276	-	-
	小 計 (ニ)	42,653,822,801	37,488,310,889	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	154,558,669	152,259,769	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	116,093,079,286	109,556,081,253	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	109,438,210,945	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	117,870,308	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	7,229,671,072	7,127,138,354	102,443,446	7,024,694,908
	機 械 及 び 装 置	7,607,472,164	7,404,386,851	164,348,712	7,240,038,139
	船 舶	104,691,108	69,788,654	34,380,958	35,407,696
	航 空 機	11,534,513	11,310,709	447,608	10,863,101
	車 両 及 び 運 搬 具	129,024,432	124,000,870	6,521,325	117,479,545
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,512,855,296	5,502,852,923	23,257,755	5,479,595,168
	小 計 (ハ)	20,595,248,585	20,239,478,361	331,399,804	19,908,078,557
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,478,867,859	8,454,844,129	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	329,311,545	279,715,445	-	-
	小 計 (ニ)	9,808,179,404	8,734,559,574	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,403,427,989	28,974,037,935	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,974,037,935	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,821,936,979	10,549,906,018	246,465,819	10,303,440,199
	機 械 及 び 装 置	26,787,436,552	26,377,961,911	306,978,273	26,070,983,638
	船 舶	260,219,743	138,216,341	97,123,754	41,092,587
	航 空 機	12,098,688	11,903,820	200,279	11,703,541
	車 両 及 び 運 搬 具	287,064,933	285,511,850	1,274,800	284,237,050
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,477,798,752	7,459,157,149	15,588,300	7,443,568,849
	小 計 (ハ)	45,646,555,647	44,822,657,089	667,631,225	44,155,025,864
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,120,639,331	20,190,144,479	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,202,322,731	917,378,538	-	-
	小 計 (ニ)	24,322,962,062	21,107,523,017	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	69,969,517,709	65,930,180,106	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	65,930,180,106	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,744,660,783	1,677,678,173	60,257,141	1,617,421,032
	機 械 及 び 装 置	4,291,433,290	4,205,650,090	71,748,226	4,133,901,864
	船 舶	59,496,376	30,660,471	22,945,627	7,714,844
	航 空 機	5,974,298	5,970,549	7,500	5,963,049
	車 両 及 び 運 搬 具	52,500,586	52,362,966	124,234	52,238,732
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	888,828,251	881,052,896	5,765,982	875,286,914
	小 計 (ハ)	7,042,893,584	6,853,375,145	160,848,710	6,692,526,435
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,642,072,853	6,862,192,005	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	880,608,482	784,036,293	-	-
	小 計 (ニ)	8,522,681,335	7,646,228,298	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	154,558,669	152,259,769	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	15,720,133,588	14,651,863,212	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,533,992,904	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	117,870,308	-	-

② 個人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	693,903,537	693,053,131	1,165,174	691,887,957
	機 械 及 び 装 置	298,666,510	297,624,726	1,426,575	296,198,151
	船 舶	44,762,193	23,554,446	20,047,234	3,507,212
	航 空 機	23,999	23,999	-	23,999
	車 両 及 び 運 搬 具	8,505,705	8,495,925	12,563	8,483,362
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	257,897,456	257,606,022	296,785	257,309,237
	小 計 (ハ)	1,303,759,400	1,280,358,249	22,948,331	1,257,409,918
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	4,228,605	2,294,309	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	4,228,605	2,294,309	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,307,988,005	1,282,652,558	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,282,652,558	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	243,630,479	243,551,978	125,880	243,426,098
	機 械 及 び 装 置	52,923,202	52,843,248	139,771	52,703,477
	船 舶	2,645,215	1,585,023	1,060,169	524,854
	航 空 機	2,960	2,960	-	2,960
	車 両 及 び 運 搬 具	304,523	304,523	-	304,523
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	88,132,450	88,106,110	29,349	88,076,761
	小 計 (ハ)	387,638,829	386,393,842	1,355,169	385,038,673
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,593	9,796	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	19,593	9,796	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	387,658,422	386,403,638	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	386,403,638	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	370,978,787	370,520,441	528,588	369,991,853
	機 械 及 び 装 置	156,648,529	155,902,963	1,010,419	154,892,544
	船 舶	25,868,488	13,503,341	11,652,971	1,850,370
	航 空 機	8,560	8,560	-	8,560
	車 両 及 び 運 搬 具	3,678,826	3,669,946	11,662	3,658,284
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	147,639,008	147,429,530	205,706	147,223,824
	小 計 (ハ)	704,822,198	691,034,781	13,409,346	677,625,435
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	3,360,564	1,804,068	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	3,360,564	1,804,068	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	708,182,762	692,838,849	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	692,838,849	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	79,294,271	78,980,712	510,706	78,470,006
	機 械 及 び 装 置	89,094,779	88,878,515	276,385	88,602,130
	船 舶	16,248,490	8,466,082	7,334,094	1,131,988
	航 空 機	12,479	12,479	-	12,479
	車 両 及 び 運 搬 具	4,522,356	4,521,456	901	4,520,555
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	22,125,998	22,070,382	61,730	22,008,652
	小 計 (ハ)	211,298,373	202,929,626	8,183,816	194,745,810
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	848,448	480,445	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	848,448	480,445	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	212,146,821	203,410,071	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	203,410,071	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

③ 法人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,102,365,297	18,661,669,414	408,001,232	18,253,668,182
	機 械 及 び 装 置	38,387,675,496	37,690,374,126	541,648,636	37,148,725,490
	船 舶	379,645,034	215,111,020	134,403,105	80,707,915
	航 空 機	29,583,500	29,161,079	655,387	28,505,692
	車 両 及 び 運 搬 具	460,084,246	453,379,761	7,907,796	445,471,965
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	13,621,584,843	13,585,456,946	44,315,252	13,541,141,694
	小 計 (ハ)	71,980,938,416	70,635,152,346	1,136,931,408	69,498,220,938
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,237,351,438	35,504,886,304	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,412,242,758	1,981,130,276	-	-
	小 計 (ニ)	42,649,594,196	37,486,016,580	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	154,558,669	152,259,769	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	114,785,091,281	108,273,428,695	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	108,155,558,387	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	117,870,308	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	6,986,040,593	6,883,586,376	102,317,566	6,781,268,810
	機 械 及 び 装 置	7,554,548,962	7,351,543,603	164,208,941	7,187,334,662
	船 舶	102,045,893	68,203,631	33,320,789	34,882,842
	航 空 機	11,531,553	11,307,749	447,608	10,860,141
	車 両 及 び 運 搬 具	128,719,909	123,696,347	6,521,325	117,175,022
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,424,722,846	5,414,746,813	23,228,406	5,391,518,407
	小 計 (ハ)	20,207,609,756	19,853,084,519	330,044,635	19,523,039,884
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,478,848,266	8,454,834,333	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	329,311,545	279,715,445	-	-
	小 計 (ニ)	9,808,159,811	8,734,549,778	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,015,769,567	28,587,634,297	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,587,634,297	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,450,958,192	10,179,385,577	245,937,231	9,933,448,346
	機 械 及 び 装 置	26,630,788,023	26,222,058,948	305,967,854	25,916,091,094
	船 舶	234,351,255	124,713,000	85,470,783	39,242,217
	航 空 機	12,090,128	11,895,260	200,279	11,694,981
	車 両 及 び 運 搬 具	283,386,107	281,841,904	1,263,138	280,578,766
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,330,159,744	7,311,727,619	15,382,594	7,296,345,025
	小 計 (ハ)	44,941,733,449	44,131,622,308	654,221,879	43,477,400,429
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,117,278,767	20,188,340,411	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,202,322,731	917,378,538	-	-
	小 計 (ニ)	24,319,601,498	21,105,718,949	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	69,261,334,947	65,237,341,257	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	65,237,341,257	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,665,366,512	1,598,697,461	59,746,435	1,538,951,026
	機 械 及 び 装 置	4,202,338,511	4,116,771,575	71,471,841	4,045,299,734
	船 舶	43,247,886	22,194,389	15,611,533	6,582,856
	航 空 機	5,961,819	5,958,070	7,500	5,950,570
	車 両 及 び 運 搬 具	47,978,230	47,841,510	123,333	47,718,177
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	866,702,253	858,982,514	5,704,252	853,278,262
	小 計 (ハ)	6,831,595,211	6,650,445,519	152,664,894	6,497,780,625
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,641,224,405	6,861,711,560	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	880,608,482	784,036,293	-	-
	小 計 (ニ)	8,521,832,887	7,645,747,853	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	154,558,669	152,259,769	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	15,507,986,767	14,448,453,141	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,330,582,833	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	117,870,308	-	-